

## 地方税財源の拡充についての意見書

現在、国は地方間の税源の偏在是正の観点から、地方法人二税を見直し、都市部の税収を地方に振り向ける議論を進めている。

しかしながら、そもそも現在の地方財政の疲弊は、三位一体改革時に税源移譲とは無関係に行われた5.1兆円にも及ぶ地方交付税の大幅削減に起因するものであり、今回の地方法人二税の見直しは、地方の自主・自立の行財政運営を妨げ、地方分権に逆行する議論と言わざるを得ない。

また、今回の地方法人二税の見直しは、受益に応じて負担する地方税の原則をないがしろにするものであり、これまでに地方が行ってきた企業誘致による税源涵養努力を無にするものである。

よって、国におかれては、真の地方分権の実現に向けて、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が役割に応じた税財源を確保することができるよう、下記事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

### 記

- 1 地方法人二税の見直し以前に、大幅削減によって財源保障・財源調整機能が低下している地方交付税の復元・充実を図ること。
- 2 地方交付税の特別枠など地域間格差への対応は、不交付団体の超過財源ではなく、国の責任と財源において行うこと。
- 3 第2期地方分権改革の進展にあわせて、地方の自主性と自立性を高める権限移譲を行うとともに、地方税の原則を踏まえ、国から地方への税源移譲を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月25日  
豊田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣 様